



平成 29 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社 アスモ
代表者名 代表取締役社長 長井 尊
(コード番号 2654 東証第二部)
問合せ先 経営企画室 重清 安雄
(TEL 03-6911-0550)

第 42 回定時株主総会の付議議案決定に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 30 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 42 回定時株主総会に取締役 4 名の選任に関する議案ならびに株式併合に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定時株主総会付議議案

- 第 1 号議案 取締役 4 名選任の件
第 2 号議案 株式併合の件

2. 各議案の概要

第 1 号議案 取締役 4 名選任の件

在任取締役 4 名全員は、第 42 回定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役 4 名を選任するものであります。

1. 取締役候補者

氏 名	現役職名	選任の種別
長井 尊	代表取締役社長	重任
奥田 宏	取締役	重任
長井 力	取締役	重任
北嶋 准	取締役（社外）	重任

- (注) 1. 取締役候補者 長井 力氏は株式会社ベストライフの代表取締役を兼務しており、同社は、平成29年3月31日現在において当社の発行済株式総数の10.09%の株式を所有しております。
2. 当社の100%子会社である株式会社アスモフードサービスは、株式会社ベストライフの運営する有料老人ホームに給食を提供しております。株式会社ベストライフへの売上高が株式会社アスモフードサービスの売上高に占める割合は、平成29年3月期において68.59%です。
3. 当社の100%子会社である株式会社アスモ介護サービスは、株式会社ベストライフと施設運営等に関するフランチャイズ契約を締結しております。株式会社ベストライフへ

の売上高が株式会社アスモ介護サービスの売上高に占める割合は平成29年3月期において0.09%です。

4. 取締役候補者 長井 力氏は株式会社ベストライフホールディングスの代表取締役を兼務しております。当社と同社の間に取引関係はありません。
5. 取締役候補者 長井 尊氏、奥田 宏氏、北嶋 准氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
6. 取締役候補者 北嶋 准氏は社外取締役候補者であります。また、同氏は東京証券取引所の定める独立役員の候補者でもあります。

2. 就任予定年月日

平成 29 年 6 月 28 日（第 42 回定時株主総会開催予定日）

第 2 号議案 株式会社併合の件

1. 株式会社併合を必要とする理由

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的として、平成30年10月1日までに国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、会社法第195条第1項の定めに従い、平成29年5月30日開催の取締役会の決議をもって、当社の単元株式数を現在の1,000株から100株へ変更することといたしました。併せて、中長期的な株価変動等を勘案しつつ投資単位を適切な水準に調整することを目的として、当社株式につき株式併合を実施するものであります。なお、上記の単元株式数の変更は、本議案が原案のとおり承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもって、その効力が発生することとしております。

2. 併合する株式の種類及び割合

当社の普通株式について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに従い、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

3. 株式会社併合の効力発生日

平成29年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

60,000,000株

なお、株式の併合を行うことにより、会社法第182条第2項の定めにより、その効力発生日に、発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなされます。

詳細については、別途「単元株式数の変更、株式の併合及び定款の一部変更に関するお知らせ」にて開示しておりますので、ご高覧ください。

以上

【ご参考】

本議案が原案のとおり承認可決された場合には、平成29年10月1日をもって、当社定款の一部が次のとおり変更されることとなります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>60,000</u>万株とする。</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>1,000</u>株とする。</p>	<p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>6,000</u>万株とする。</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>100</u>株とする。</p> <p><u>附則</u> <u>(定款一部変更の効力発生日)</u> <u>第5条および第7条の変更は、平成29年6月28日開催の第42回定時株主総会の議案に係る株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって効力が発生するものとする。</u> <u>なお、本附則は、当該株式併合の効力発生日をもってこれを削除する。</u></p>